

平成十九年十一月六日受領  
答弁第一五八号

内閣衆質一六八第一五八号

平成十九年十一月六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイレージ利用に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイレージ利用に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書（平成十九年十月二十六日内閣衆質一六八第一三一号）二について述べたとおりであり、大臣官房において確認したが、記録は作成しておらずお答えすることはできない。

四及び五について

先の答弁書（平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第九七号）二から五まで及び八から十までについて述べたとおりであり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

先の答弁書（平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第九七号）七について述べたとおりである。なお、仮にお尋ねがマイレージの内容についてであれば、マイレージは、航空会社が旅客に対して搭乗距離に応じて計算するポイント数に基づき、航空会社が提供するサービスの名称であるが、外務省として、その内容を把握する立場にはない。